

虚心坦懐

見ます・聞きます・伝えます

5月

事務所：奈義町滝本1565-1

電話：0868-36-7739

FAX：0868-36-5754

支援者の皆様におかれましては、お変わりなくご精進のことと存じます。平素は「渡邊」の議員活動にご理解とご支援を頂き感謝申し上げます。

5月15日臨時議会が開催され、議会人事が決まりました。この度、総務委員長を拝命し身が引き締まる思いであります。約一年与えられた任務をしっかりと遂行いたしますので、よろしくご指導頂きますようお願い申し上げます。

憲法改正 「自衛隊」 明記の意義

【資料】
日本国憲法第9条
日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【つぶやき】自衛隊は戦力でない？

自衛隊OBの意見は大きく2つに分かれている。いわゆる石破茂氏に代表される9条2項削除案と安倍首相の加憲、自衛隊明記に割れている。元自衛官の私の立場から申しますと、「あきらめ」と「いい加減にしてくれ」と言う気持ち・・・やっところまで来たかと感慨深い。しかし憲法改正のハードルは以前高く、中でも「9条2項の削除（案）」は難しいと考える。

阪神淡路及び東日本の震災派遣活動で、国民の自衛隊認知度は高くなった。ある大学の先生が「自衛隊は国民の92パーセントが指示している。だから改憲は不要だ」と言っておられた。また、「憲法学者の約6割が自衛隊は違憲だと言っているが、そんな学者の反対など気にすることはない。」つまり、政治的には決着しているということである。法的には決着していない現実」に終止符を打たなければならない。

自衛隊の主任務は国防であり、玉虫色では自衛官の心は晴れない。つまり自衛隊が明記されなければ違憲論者はいなくならない。

学校教育の教科書（7社中6社）で「自衛隊は違憲であると言われている」と記されている。子供達が、こんな教科書で授業を受けている事で良いのか。「政治的には決着しているが、法的には決着していない」現状に終止符を打たなければならない。 わたなべ

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメ

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

平成31年度から施行

交付税及び譲与税配付金特別会計

都道府県

市町村

個人住民税 均等割	森林環境税(仮称) 1,000円/年 (賦課徴収は市町村が行う)
	道府県民税 1,000円/年
	市町村民税 3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

納税義務者

約6,200万人

賦課決定

森林環境譲与税(仮称)

私有林人工林面積(林野率により補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

- 市町村の支援等

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

公益的機能の発揮

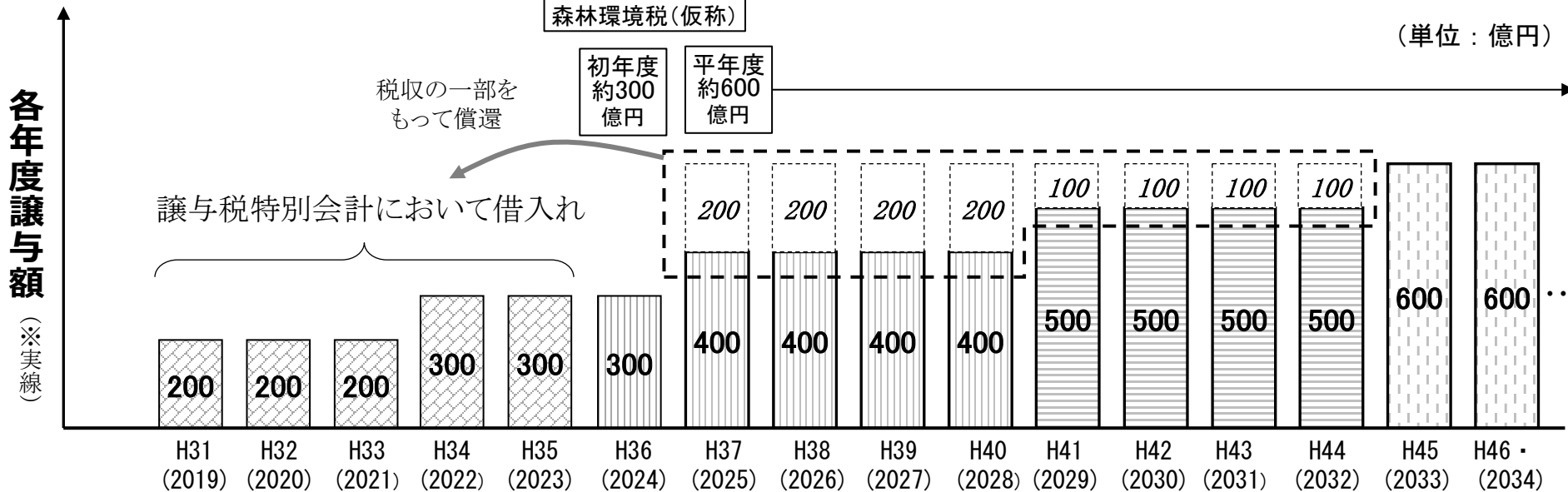
地球温暖化防止機能

災害防止・国土保全機能

水源涵養機能

等

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び県に対する譲与割合及び基準



市町村・都道府県の割合		80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10	
		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
全国	市町村分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
	都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
岡山	市町村分	3.1	3.1	3.1	4.7	4.7	4.7	6.7	6.7	6.7	6.7	8.6	8.6	8.6	8.6	10.6
	県分	0.8	0.8	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

市町村分

- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

都道府県分 ——— 市町村と同じ基準